

令和 4 年 6 月 5 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K02251

研究課題名(和文) 関係性の観点から捉え直す「権利擁護」研究 - 成年後見制度を超えて

研究課題名(英文) Reconsidering "advocacy" in social work from a relational perspective: Beyond the adult guardianship system

研究代表者

飯村 史恵 (IIMURA, Fumie)

立教大学・コミュニティ福祉学部・准教授

研究者番号：10516454

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：近年、日本では成年後見制度への過度な依存がみられる。本研究のアンケート調査から、制度には高い肯定的評価があったが、本人の主体性が発揮されているとは言い難い結果が得られた。さらに、社会全体の寛容性やゆとりの欠如、支援を必要とする人々への理解の低下が指摘された。また、障害者権利条約における人権モデルに着目すべきことが示唆された。権限を持つ人が決定を下す便利な制度より、多様性の中で他者と生きることを保障すべく、人間の尊厳に立脚する生存権を再構築することが求められている。

社会の中で孤立するが故に制度に頼らざるを得なくなるため、地域でのネットワークを構築し、本人と関係性を創るプロセスが重要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、社会福祉学を専門とする研究代表者が、法学及び社会福祉学、行政学等の知見を有する研究者、社会福祉専門職、法律専門職等とのヒアリング及びアンケート調査等を通じて、実証的に成年後見制度が有する問題点の構造を明らかにし、さらに、国際的潮流を見据えつつ、今後の方向性を見出そうとした点に学術的な意義があると言える。

成年後見制度は、民法に基づく制度であるが、社会福祉実践と密接に関係しており、本研究において、その基本構造に生存権を位置づける必要があることを示唆した点は、今後の研究の深化が必要であるが、これまでの研究にはみられない独自性を有すると言える。

研究成果の概要(英文)：In recent years, Japanese society has tended to be dependent on the adult guardianship system. The results of the questionnaire survey conducted in this study indicated a high positive evaluation of the system, but it was difficult to say whether the participants' initiative was being demonstrated. Additionally, it was noted that there was a loss of tolerance and spaciousness in society and the understanding towards people in need of support declined. The results also suggested that attention should be paid to the human rights model of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities. Rather than an easy-going way in which authorized other persons make decisions, there is a need to reconstruct the right to life based on human dignity, ensuring that we live with others in diversity. The process of building a network in the region and creating a relationship with individuals is important because persons with disabilities must rely on the system due to their isolation from society.

研究分野：社会福祉学

キーワード：主体性 関係性 人権モデル アドボカシー 支援付き意思決定

1. 研究開始当初の背景

日本において、認知症高齢者や知的・精神障害者等「判断能力が不十分な人々」は年々増加傾向にあり、社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスが原則として契約制度に転換されたことから、こうした人々の契約を法定代理人が担う制度である成年後見制度に注目が集まった。現行の成年後見制度は、判断能力が不十分であるが故に法律行為における意思決定が困難な人々の能力補充制度であり、そのことは制度発足の1999年から現在までほぼ変わりが無い。しかし現実には、「権利擁護」の名の下に、本来の守備範囲を超えた多岐に渡る実務対応を成年後見人等が担うことが期待され、一部ではそのための法改正が行われている。例えば「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成28年法律第27号)の成立により、家庭裁判所の許可を前提としつつも、郵便物転送や死後事務が成年後見人の職務とされるようになってきている。

こうして成年後見人等の権限が拡充される一方で、本来パワーを獲得すべき本人をますます弱体化しているのではないかと危惧される。成年後見制度の基本的制度設計では、特に後見類型は禁治産制度とほぼ変わらず、本人の行為能力に一定の制限を加え、能力を補充する成年後見人等が代理権・同意権・取消権を用いて本人を保護するしくみのまま据え置かれてきたが、この制度が内包する「障害のある少数者に譲歩を求めて従属の状態に置く差別的構造」¹に対する批判は、これまで殆ど論じられて来なかった。

国連障害者権利条約第12条の指摘にあるように、国際的潮流としては、日本の成年後見制度のような他者の代理決定から支援付き意思決定(Supported Decision Making 以下SDM)への転換が迫られているが、日本においてはこれらの概念整理にも混乱が生じている。

2. 研究の目的

従来の社会福祉領域における成年後見制度研究は、成年後見人の担い手の確保や資質、医療同意を典型とする制度設計の不備、審判に関わる費用や家庭裁判所の体制整備等が主なテーマであった。近年では、障害者権利条約の影響も受け、日本における「意思決定支援」(SDM)の制度化に関する研究等も行われてきたが、判断能力の不十分な本人自身の「主体性」や、本人と成年後見人等を含む周囲の人々との非対称な構造、福祉サービスにおける「権利」とは何かを追求する研究等は、必ずしも十分に行われて来なかった。

一方で法学の分野では、「子どもの権利」を軸に、新たな権利論の構築を図ろうとする先行研究もみられる。この研究では、権利の関係性を認識することにより、権利の核心的な重要性や意義が示され、実効性が展望できると説く。権利とは絶対的に完全なものではあり得ず、それ故、子ども自身の意向を含み込み、子どもを取り巻く関係性の中で「何度も捉え返されるべき」²ものであると指摘されている。

これらの先行研究を参照しつつ、本研究では以下の研究課題を掲げ、解明を試みた。

- (1) 世界の潮流に反して、日本では成年後見制度に大きな期待が寄せられ、制度縮減の方向性ではなく、むしろ積極的に利用促進が進められている背景には、如何なる要因が存在している

¹ 池原毅和(2020)『日本の障害者差別禁止法制 - 条約から条例まで - 』信山社 p.59

² 大江洋(2004)『関係的権利論 - 子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房 p.43

のか。

- (2) 判断能力が不十分な人々を、保護される客体ではなく、主体として捉える考え方に基づき、成年後見制度に代わる新たな仕組みを、どのような論理構成により、如何なる方策として整備すべきか。
- (3) 本人の真正の意思を汲み取ることが難しい重度障害等を有する人々の「意思」を考慮するに当たり、本人と本人を取り巻く他者や社会との関わり合いを重視し、関係性を基軸にして、社会福祉における「権利擁護」はどのようにあるべきかを展望する。

3. 研究の方法

文献研究に取り組みながら、定例的研究会では研究協力者との議論を基に、研究課題の解明に取り組んだ。しかし新型コロナウイルス感染症の拡大と共に、後半2年間は専らオンラインでの研究会開催となったが、当初予定していた議論を十分実施することができなかった。また、海外調査を始め、国内におけるヒアリング調査も大半が見送りとなったが、地域で成年後見制度に頼らず重度障害者の自立生活を支援している専門職や成年後見制度に批判的検討を加えている法学並びに社会学等の研究者ヒアリングは、一部実施することができた。

さらに、予定していたヒアリング調査に代わり、X県社会福祉士会及びX県社会福祉協議会の協力を得て、成年後見制度に関わるアンケート調査を実施し、127名から回答を得ることができた。調査の実施に当たっては、立教大学コミュニティ福祉学部倫理委員会における審査による承認を受けた（承認日2021年10月13日 承認番号KOMI21007A）。

また、本人の主体性や「意思」を問うことに関わり、従来フェミニズム研究等で扱われてきた「ケアの倫理」に関わる研究会を別途小研究会として開催することとなり、フェビエンヌ・ブルジェールによる『ケアの倫理 - ネオリベラリズムへの反論』をテキストに、フランス語に造詣の深い研究者も交え、精読・討議を行った。

4. 研究成果

(1) 成年後見制度に「依存」する社会福祉現場の実情

身元保証問題は、医療同意と並んで、創設当初には成年後見制度では対応できない問題の象徴でもあったが、近年の身元保証等高齢者サポート事業に関わるトラブル等により、本来機能ではないはずの身元保証機能であるにもかかわらず、むしろ成年後見制度を拡大解釈し、制度に「依存」する姿がみられるようになってきている。

また、近年の判例の中に、社会福祉行政が活用できる主要な社会資源として、成年後見制度が認識されていると推察される実態が伺われ、これらが成年後見制度の機能を、本来の法律行為から逸脱する方向に向かわせている可能性が浮上した。

さらに、成年後見制度を担う社会福祉士及び社会福祉協議会の職員のアンケート調査からは、下記の結果が析出された。現行の成年後見制度には高い肯定的評価がみられる一方で、本人の主体性の発揮等については、一種の躊躇やゆらぎが伺われた。市民後見人には高い期待があるが、任務遂行が負担する回答は、全項目中最も高い割合を示した。新型コロナワクチン接種と絡めて医療同意について尋ねた自由回答では、本人の利益のために同意/署名したとの回答が複数あった。一方、副反応への懸念、後見人及び本人双方へのリスクの指摘があり、後見人単独判断ではなく、担当医や支援チームでの判断（共同決定）が望ましいとする記載が数多くみられた。時代の変化等により、当事者意識の欠如、社会全体の寛容性やゆとりの欠如、さらに、支援を必要とする人々への理解の低下等を指摘する見解が複数みられた。また、未だに成年後見制

度の普及・理解が進んでいないこと、客観的必要性と本人の同意が得られないジレンマ、供給体制の不備等が多々寄せられた。

(2) 人権モデルと生存権保障の再構築への期待

国連障害者権利条約後の各国の成年後見制度への取り組みの一部を、研究協力者とレビューし合い、また、ヒアリング調査から「支援付き意思決定」(SDM)の実現に向けた進捗状況を確認することができた。いずれの国においても、未だ賛否両論の激しい議論が続いているのが現状とみられるが、日本は前述の通り、各国の動向とは真逆の状態にあり、成年後見制度が「支援付き意思決定」(SDM)であるとの独自解釈をし、その利用促進を図る法律を制定し、推進方策を進めていることが明らかにされた。

一方、障害者権利条約における権利擁護委員会の議論を受け、社会モデルを発展させた人権モデルに、再度着目すべきであることが示唆された。弁護士のインタビューでは、権限を持つ人が結果的に決定を下す便利なシステムである成年後見制度が、紆余曲折を伴う対話や熟議を失わせることに繋がりがかねない危惧が述べられた。一方で 20 世紀的な福祉サービスは、いわば特殊化/排除化されたサービス体系の中にあり、それを再度構成し直し、多様性の中で他者と生きていくことを保障し、人間の尊厳に統合する生存権の再構築が問われているのではないかと、それが権利条約で提示された「人権モデル」ではないかと指摘があった。さらに研究協力者との議論も加え、成年後見制度が拠って立つ権利論として、生存権の再構築が求められているのではないかと結論づけられた。

(3) 本人との「関係性」構築の必要性和課題

地域で重度障害者の自立支援に取り組む専門職のヒアリングでは、本人との関係性が構築されていれば成年後見制度は利用をしなくても済む、社会の中で孤立しているからこそ制度に頼らざるを得なくなる、本人の権利を奪う制度は利用できない等の趣旨が述べられた。この点は、他の専門職及び研究者ヒアリングでも共通して指摘され、成年後見制度による法定代理人が決定する以前に、地域におけるネットワークを構築し、試行錯誤を重ねながら、本人に関わり合うプロセスを重ねることの重要性が指摘された。

にもかかわらず、福祉サービスは「契約」という形式に変更され、制度・政策が他者との「関係」をむしろ切断する方向に転換されているという矛盾が改めて問題となった。アンケート調査における多くの回答が示すように、社会全体に「関係」を失わせる要因が増大し、本人が孤立化する中で、「関係性」が求められるという逆説的な状況にあることが明示された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 飯村史恵	4. 巻 8
2. 論文標題 社会福祉における身元保証問題：高齢者の施設入所・病院入院に焦点を当てて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14992/00020235	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯村史恵	4. 巻 111(10)
2. 論文標題 成年後見制度の課題と今後の方向性：求められるパラダイムシフト（特集 成年後見制度と行政）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 57-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯村史恵	4. 巻 7
2. 論文標題 成年後見制度から意思決定支援へ：自律か保護かの対立を超えて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14992/00018533	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 飯村史恵
2. 発表標題 「関係性の観点から『権利』を問う意義 - 成年後見制度を超えて - 」
3. 学会等名 日本地域福祉学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 飯村史恵
2. 発表標題 エンパワメントの視点から考える成年後見制度の課題
3. 学会等名 日本ソーシャルワーク学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	橋本 宏子 (HASHIMOTO Hiroko)	神奈川大学・名誉教授	
研究協力者	青木 宏治 (AOKI Koji)	高知大学・名誉教授	
研究協力者	大矢野 修 (OYANO Osamu)	龍谷大学・元教授	
研究協力者	木口 恵美子 (KIGUCHI Emiko)	鶴見大学短期大学部・准教授	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------